



平成 18 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 青木あすなる建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 市 木 良 次
(コード番号 1865 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 小 池 正 晴
(TEL 03-5419-1012)

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成 18 年 11 月 28 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、売出し株数は合計 440 万株、オーバーアロットメントによる売出し株数は 30 万株であり、その詳細は下記のとおりです。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,900,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 12 月 5 日(火)から平成 18 年 12 月 8 日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、野村證券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、新光証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、岡三証券株式会社、丸三証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社及びそしあす証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である払込金額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (5) 払 込 期 日 平成 18 年 12 月 14 日(木)または平成 18 年 12 月 15 日(金)のいずれかの日。
すなわち、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、売出価格等決定日が平成 18 年 12 月 5 日(火)、平成 18 年 12 月 6 日(水)または平成 18 年 12 月 7 日(木)の場合には平成 18 年 12 月 14 日(木)、売出価格等決定日が平成 18 年 12 月 8 日(金)の場合には平成 18 年 12 月 15 日(金)とする。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 平成 18 年 12 月 15 日(金)または平成 18 年 12 月 18 日(月)のいずれかの日。
ただし、上記(5)に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 500 株
- (8) 払込金額、売出価格、その他本売出しに必要な事項の決定については、代表取締役社長 市木良次に一任する。
- (9) 前記各号については、平成 18 年 11 月 28 日(火)に証券取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 株式売出し(当社株主による売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 2,500,000 株
- (2) 売 出 人 高松建設株式会社
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法」に記載の売出価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法」に記載の売出方法と同一とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額(「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(2)払込金額の決定方法」に記載の払込金額と同一とする。)を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間」に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日」に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 500 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な事項の決定については、代表取締役社長 市木良次に一任する。
- (9) 前記各号については、平成 18 年 11 月 28 日(火)に証券取引法による有価証券通知書を提出しております。

3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し) (下記<ご参考>2.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 300,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法」及び「2.株式売出し(当社株主による売出し)(3)売出価格」に記載の売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 「1.自己株式の処分にかかる株式売出し」及び「2.株式売出し(当社株主による売出し)」(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間」及び「2.株式売出し(当社株主による売出し)(5)申込期間」に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日」及び「2.株式売出し(当社株主による売出し)(6)受渡期日」に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 500 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な事項の決定については、代表取締役社長 市木良次に一任する。
- (9) 前記各号については、平成 18 年 11 月 28 日(火)に証券取引法による有価証券通知書を提出しております。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは個人株主の増加による当社株式の分布状況の改善と、一層の流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「1.自己株式の処分にかかる株式売出し」及び上記「2.株式売出し(当社株主による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3.株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 300,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は 300,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、上記受渡期日から平成 19 年 1 月 5 日(金)までの間を行使期間(グリーンシューオプションの行使期間)として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、上記申込期間の終了する日の翌日から平成 18 年 12 月 28 日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得し

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

た全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,993,592 株	【(平成18年10月31日現在)】
処分株式数	1,900,000 株	
処分後の自己株式数	93,592 株	

(注) 上記「現在の自己株式数」の内訳は、取締役会決議による取得1,977,000株、及び単元未満株式の買取16,592株です。

4. 自己株式の処分による手取金の使途

本件株式売出しは、個人株主の増加による当社株式の分布状況の改善と、一層の流動性の向上を目的としたものであります。なお、今回の自己株式の処分に係る手取概算額1,218,600,000円については、全額を工事費等の運転資金に充当する予定であります。

以 上

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。